

北秋田市国民健康保険保健事業実施計画を策定

《データヘルス計画》 【お問い合わせ】 市民課国保年金係 ☎62-1118

国民健康保険加入者の生活の質の基盤となる「健康」の保持増進のため、当市の現状の課題と市が取り組む内容をまとめた計画を策定しました。平成30年度から32年度まで、次の4つの課題に取り組んでいきます。



健康管理の意識向上

- ◇健康教室、ウォーク等を開催し、市民一人一人が自主的に参加できる健康増進及び疾病予防の取り組みを支援します。
- ◇健康に影響を及ぼす喫煙、受動喫煙についての知識を深めるため、啓発活動を行います。

生活習慣病発症の予防

- ◇特定健診受診率の向上を図るため、パンフレット等健診の周知を図り、受診率向上に努めます。
- ◇特定健康診査及びがん検診助成事業を実施し、一次予防、二次予防を推進します。
- ◇特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率を上げ、検査値の異常値を改善するため保健指導、受診勧奨を行います。
- ◇青年期から健康管理への関心を持ってもらうため、さわやか健診の受診者を増やします。
- ◇減塩指導等を通して高血圧予防、糖尿病予防の啓発活動を行います。

生活習慣病の重症化予防

- ◇生活習慣病の重症化予防が必要な人、また治療を中断している人に対し、保健指導を行い、定期的な受診を促します。



医療費の適正化

- ◇保健師が訪問し、本人及びその家族に対して健康相談や療養方法等の必要な保健指導を行います。
- ◇対象者に対し、適正な受診行動を促す指導を実施します。
- ◇全ての医療費について通知し、請求内容の確認や医療費の認識を深めるよう促します。
- ◇ジェネリック医薬品の差額通知により、制度周知やジェネリック医薬品への切り替えを促します。

北秋田市民プール利用助成事業

～健診と運動で健康づくりを始めませんか～

北秋田市では健康増進対策として、健康診査を受診した方(受診見込者含む)に対し、北秋田市民プールの利用助成を行っています。

【助成対象者】

- 北秋田市国民健康保険加入者で、40歳以上の方または20歳から39歳で健診の機会がない方
- 秋田県後期高齢者医療保険加入者で北秋田市民の方

【助成内容】

- 市民プール利用券(年間券) 購入金額の半額を助成
- 市民プール主催の各種健康教室参加料の半額を助成

【お問い合わせ】

- 市民課国保年金係 ☎62-1118
- 北秋田市民プール ☎62-5001



福祉医療費助成(マル福)

8月から高校生世代まで拡大

【お問い合わせ】 市民課国保年金係 ☎62-1118

これまで市独自の子育て支援として、所得制限を設けず中学生までを医療費助成の対象としてきましたが、平成30年8月1日から更に対象範囲を広げ、高校生世代まで助成を行います。申請が必要となりますので、期間内に手続きをお願いします。

○対象者

- 北秋田市に住民登録をしている平成12年4月2日～平成15年4月1日生まれの方で、次の項目に全て該当する方
- ▽保護者が北秋田市に住民登録されている方
- ▽国民健康保険の被保険者または社会保険各法の被扶養者
- ※就学を理由に北秋田市以外に住民登録をしている高校生世代については、受給対象とします。
- ※社会保険各法の本人・婚姻している方は対象となりません。



○助成内容

- ▽平成30年8月診療分から医療機関・調剤薬局ごとに1か月500円の自己負担額を超えた部分を助成します。(入院時の食事代・差額ベッド代・診断書料等保険適用外については、助成の対象となりません)
- ▽学校の管理下(部活動等)でけがをした場合は、スポーツ災害共済給付の支給が優先されるため、受給者証は使用できません。
- ▽受給者証は、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの有効期限で発行します。

○申請方法

- ▽送付された申請書と対象者の健康保険証(写し可)を受付窓口に提出してください。【郵送可】
- 《受付窓口》 市民課国保年金係(本庁舎)及び各総合窓口センター、各出張所
- 《郵送先》 〒018-3392 北秋田市花園町19番1号 北秋田市役所 市民課国保年金係



○申請の流れと受付期間

内容	期日・期間	備考
申請書発送	6月1日	年齢要件を満たす方に通知します
申請書提出	6月4日～15日(8:30～17:15) 6月18日～22日(8:30～19:00) ※土日除く	※日中に手続きできない方のため、6月18日～22日の期間は19時まで受付時間を延長しますのでご利用ください
受給者証送付	7月中旬頃	6月22日までの申請受付分を発送します ※8月1日から使用できる受給者証です
随時受付 (6月23日～)	◇8月31日までに申請された方 8月1日から使用できる受給者証を随時発送します ◇9月以降に申請された方 申請月の1日から使用できる受給者証が発行されます	



○留意点

- ▽就学を理由に高校生等が転出している場合には申請書が郵送されません。他市町村の福祉医療の適用を受けていない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。
- ▽申請書は、5月28日時点の住民登録情報を基に、年齢要件を満たす方に送付します。申請書提出後に対象要件の確認を行いますので、申請書が送付されても受給対象とならない場合があります。